

東京都手話言語条例の概要

資料 6 – 6

目的(1条)

- ・手話が独自の文法を持つ一つの言語であるとの認識の下、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与する

基本理念(2条)

- ・手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるとの認識の下、一人一人があらゆる分野の活動に参画する機会が確保される共生社会の実現を旨として行う

都の責務・都民及び事業者の役割・施策の推進(3条～5条)

- ・都は、区市町村等と連携し、手話に対する理解の促進、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境を整備する（3条）
- ・都は、手話を必要とする者が都政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報発信を行う（3条）
- ・都民及び事業者は、条例の目的及び基本理念について理解を深めるよう努める（4条）
- ・都は、基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を総合的かつ計画的に推進する（5条）

基本的施策(6条～14条)

(1) 学習機会の確保等（6条）

- ①都は、都民及び事業者が手話を学習する機会を確保するよう努める
- ②都は、東京都職員が手話に関する理解を深め、手話を学習することができるよう、環境の整備に努める

(2) 相談支援体制の整備及び拡充（7条）

都は、区市町村等と連携して、乳幼児期からの切れ目ない相談支援体制の整備及び拡充に努める

(3) 手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等（8条）

都は、手話を必要とする者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受けられるよう、区市町村等と連携して、手話通訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に努める

(4) 事業者への支援（9条）

都は、事業者が行う、手話を必要とする者が働きやすい環境を整備するための取組に対して、必要な支援を行うよう努める

東京都手話言語条例の概要

基本的施策(6条～14条)

(5) 学校における支援（10条）

都は、手話を必要とする幼児、児童又は生徒が通う学校において、個々の特性に応じて手話を獲得し、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、次に掲げる措置を講ずるよう努める

- ①乳幼児期から手話を獲得し、又は習得するための切れ目ない学習環境を整備
- ②教員その他の手話の獲得又は習得を支援する者に対し、手話に関する理解を深め、手話を習得し、技能を向上させるための研修を実施するなど、手話に通じた教員等の確保に必要な支援
- ③手話を必要とする乳幼児、児童又は生徒の保護者等（保護者、祖父母、兄弟姉妹その他の生活を共にする者をいう。）に対し、手話に関する学習の機会を提供するとともに、教育に関する相談を受けるための環境を整備

(6) 医療等サービスにおける環境整備（11条）

都は、医療、介護、保健又は福祉に係るサービスを提供する者が行う、手話を必要とする者がサービスを利用しやすい環境を整備するための取組に対して、必要な施策を講ずるよう努める

(7) 手話の普及啓発（12条）

都は、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発活動を行うよう努める

(8) 手話に関する調査研究（13条）

都は、手話の発展に資するため、大学等と連携し、調査研究の推進及びその成果の普及を支援するよう努める

(9) 災害時における措置（14条）

都は、災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、区市町村等と連携して、必要な措置を講ずるよう努める

財政上の措置(15条)

- ・都は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

附則

- ・3年後、施行の状況等を検討し、措置を講じる

手話について

1. 手話は「見ることば」です。

○声で会話をすることがむずかしい人は、目で見てわかる方法で話をします。

○その一つが「手話」です。

2. 手話は表情も使うことばです。

○手話は手を使って話します。

○ただ手を動かすだけではありません。表情や動きの大小、スピード、位置関係などによって豊かな表現が可能です。

3. 日本語との違いについて

○手話は日本語とは異なる独自の文法を持つ言語です。

(日本語) 山と海のどちらに行きたいですか？

(手 話) 山／海／行き・たい／どちら (問い合わせの表情)

○日本語を手や指、表情によって表現する方法もあります。

手話マーク



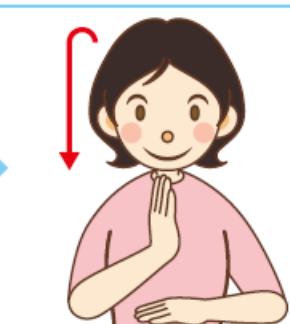
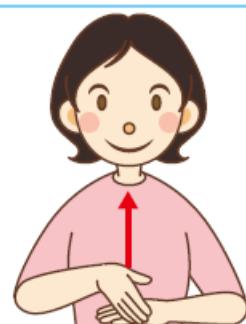
手話の具体例について

こんにちは



「**はい**」+「**あいさつ**」で表します。「**はい**」片手の人さし指と中指を立て、人さし指のつけ根をおでこの中央に当てます。「**あいさつ**」両手の人さし指の腹を向かい合うように立て、おたがいがおじぎをするように曲げます。

ありがとう



①手の甲の上にもう一方の手を垂直にのせ、その手だけを上げます。②頭はおじぎをするように軽く下げます。

「話そう！手のことば～おもてなしの手話BOOK」

簡単な手話や身近な会話文、聴覚障害者へのサポート方法などを学べる冊子・リーフレットを作成しています。手話初学者向けの研修用教材としても活用いただけます。
下記URLからダウンロードし、ご活用ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/koho/index.html>

